

(埼玉県教育委員会)

免許外教科担任制度の在り方に関する調査研究協力者会議 第 1 回会議資料

1 免許外許可の現状について

(1) 許可件数の推移

	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度
公立中学校 (415校)	2件 (いずれも技術)	なし	なし	なし
公立高等学校 (147校)	2件 (国語※、美術※)	2件 (国語※、美術※)	2件 (国語※、美術※)	3件(国語※、美術※、情報)
公立特別支援学校 (44校)	1件(技術)	1件(技術)	3件 (技術2、情報1)	2件 (技術、家庭)
私立中学校 (30校)	なし	なし	なし	1件(技術)
私立高等学校 (57校)	1件(公民)	1件(公民)	なし	なし
合 計	6件	4件	5件	6件

注) 学校数は、平成 2 8 年 5 月 1 日現在

(2) 本県における免許外許可の傾向

ここ数年、同一校において、複数年度許可を行っているのは、次のケースに限られる。

- ・芸術系県立高校における舞台芸術等に関する教科指導(上記表の※)
- ・県立特別支援学校の分教室等における教科指導

上記 2 例の他は、教員の休退職等により急に欠員が生じたための申請であるが、原則的に年度内に欠員を解消するよう求めている。

2 免許外許可の基準等に関する取り組み

(1) 対象校の学級数や申請理由に関する整理

ア 免許外の申請は、教員 1 名につき 1 教科とする。(特別支援学級の教科担任を除く。)

イ 免許外の教科担任申請時間数は、所有免許状の教科担任時間数を上回らないこと

ウ 校内の教科担任時間数を平準化するためなど、学校運営上の理由による申請は認めない。(全教員の持ち時間を一覧表にして提出させ確認している。)

エ 原則として免許外の教科担任時間数が週 2 時間以内の申請は認めない。

(2) どのような者に許可を行うか

本採用経験2年以上の主幹教諭、指導教諭又は教諭

(3) 許可の時期

申請の前に、必ず県教育委員会に事前協議することとしている。(ただし、市町村立学校は、市町村教育委員会に事前協議する。)

事前協議で認められた学校のみ申請を行う。

事前協議から許可までは、概ね2週間程度。

(4) 免外許可者への支援

県教育委員会としては特に行っていない。

3 採用や人事異動等に関する取り組み**(1) 教員採用時の取り組み**

採用選考試験にあたって、中学校の「技術」は大学推薦特別選考枠を設けている他、高等学校の「家庭」、「福祉」等は社会人特別選考枠を設けている。

(2) 人事異動上の工夫

ア 希少教科については、兼務発令を活用して複数校への配置を行い、免外が生じないようにしている。

イ 9学級以上の学校については、すべての教科担任が配置できるように計画的に人事異動を行っている。

ウ 8学級以下の学校に対しては、市町村教育委員会からの申請に基づき、「免外解消のための非常勤講師」を発令している。

エ 各学校の教員所要数を把握し、計画的な配置を行っている。

例)・ 小規模校へ複数免許の所持者を配置する。

・ 新採用教員の配置にあたり、技術等の希少教科に欠員が生じないように考慮して配置する。

(3) 外部人材の活用

ア 特別非常勤講師が活用されている教科
高等学校の「家庭」、「情報」、「看護」等

イ 特別免許状が活用されている教科
高等学校の「看護」が多い。

(4) その他の取り組み

免外が多かった時期に、人事担当課から市町村教育委員会へ免外の解消を呼びかける通知を発出した。(現在、市町村立学校の免外は、ほぼ解消されている。)